

【参考資料】

議案第18号 朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

市長公室 政策企画課

1 改正趣旨

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法別表第二が廃止されることを踏まえ、本条例の引用条項の改正を行う。

また、マイナンバーカードと保険証の一体化により、こども医療費助成制度における健康保険情報の確認については、個人番号による情報連携が必要となる。情報連携を行うにあたっては、市の条例において当該事務を独自利用事務として定め、個人情報保護委員会に情報連携に係る申請を行う必要があることから、本条例の一部を改正し、こども医療費の支給に関する事務を追加する。

2 改正内容

(1) 法別表第二が廃止されることから、引用条項の改正を行う。

①第2条に次の2号を追加する。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

②第4条第1項及び第3項中の法別表の文言を削除し、新たに法で定義された文言に改める。

(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、独自利用事務を追加する。

①別表第1及び別表第2に、こども医療費の支給に関する事務を追加する。

3 施行年月日

(1) 第2条及び第4条の引用条項の改正規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

(2) こども医療費の支給に関する事務の追加については、公布の日から施行する。

担当

市長公室政策企画課政策企画係
電話 463-3089